

北海道
総務部
法務・法人局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

規	則
---	---

北海道知事 高 橋 はるみ

別記第18号様式中「案分率」を「^{あん}按分率」に、

「清算
按分率」

に改め、同様式末尾欄外備考2の事項中「清算案分率」を「清算按分率」に

改め、同備考3の事項を削る。

別記第45号様式中「案分率」を「按分率」に改め、同様式末尾欄外備考3の事項を削る。

別記第46号様式中「清算案分率」を「清算按分率」に改め、同様式末尾欄外備考2の事項、3の事項及び5の事項中「案分して」を「按分して」に改め、同備考9の事項中「を1件」の次に「（複数の年度分について賦課決定があった納税者については、当該年度ごとに1件）」を加え、「その件数に係る全額が取消しとなった場合に限り1件とします」を「その全部が減額となったものの件数をそれぞれ記載します」に改め、同備考11の事項を削る。

別記第47号様式中「案分率」を「按分率」に改める。

別記第49号様式の5その3中

届出者	フリガナ	
	住所	〒 (TEL -)
	フリガナ	
	氏名	(年 月 日生) ㊞
	個人番号	

を

届出者	主たる事務所又は事業所の所在地	〒 (TEL -) ☐ 納税地
	フリガナ	
	住所	〒 (TEL -)

1 「エコカー減税」欄には、次のうち、該当する項目の番号又は記号を枠内に記入すること（バリアフリー、ASV特例にも該当する場合は、「エコカー減税」又は「バリアフリー、ASV特例」のうち、適用を受けようとする一方にのみ記入すること。）。

- | | |
|--|---|
| (1) 電気自動車、天然ガス自動車（30年排出ガス基準適合（3.5トン以下の自動車）又は21年排出ガス基準10パーセント低減）（非課税） | 1 |
| (2) プラグインハイブリッド自動車（非課税） | 2 |
| (3) クリーンディーゼル乗用車（30年排出ガス基準適合又は21年排出ガス基準適合）（非課税） | 3 |

	フリガナ	
	氏名	(年 月 日生) ㊞
	個人番号	

- ※1 届出者の主たる事務所等所在地が住所と同じ場合は、「住所」欄に「同上」と記載してください。
- 2 届出者の主たる事務所等所在地が住所と異なる場合で、その所在地を所得税の納税地とする旨の書類を税務署長に提出しているときは、「☐ 納税地」にチェックを入れてください。

に、

事務所又は事業所の所在地・名称	所在地	(TEL -)
	名称	

を

主たる事務所又は事業所の所在する都道府県以外に所在する事務所又は事業所の所在地・名称	所在地	(TEL -)
	名称	
	所在地	(TEL -)
	名称	

に改める。

別記第61号様式の2（表）中

kw l	を	l kw
---------	---	---------

に改め、同様式（裏）記載要領1及び2を次のように改める。

(4)	30年排出ガス基準50パーセント低減又は17年排出ガス基準75パーセント低減かつ32年度燃費基準+40パーセント達成ガソリン車（乗用車）（非課税）	4
(5)	30年排出ガス基準50パーセント低減又は17年排出ガス基準75パーセント低減かつ32年度燃費基準+30パーセント達成ガソリン車（乗用車）（非課税）	5
(6)	30年排出ガス基準50パーセント低減又は17年排出ガス基準75パーセント低減かつ32年度燃費基準+20パーセント達成ガソリン車（乗用車）（40/100税率）	6
(7)	30年排出ガス基準50パーセント低減又は17年排出ガス基準75パーセント低減かつ32年度燃費基準+10パーセント達成ガソリン車（乗用車）（60/100税率）	7
(8)	30年排出ガス基準50パーセント低減又は17年排出ガス基準75パーセント低減かつ32年度燃費基準達成ガソリン車（乗用車）（80/100税率）	8
(9)	30年排出ガス基準50パーセント低減又は17年排出ガス基準75パーセント低減かつ27年度燃費基準+10パーセント達成ガソリン車（乗用車）（80/100税率）	A
(10)	30年排出ガス基準50パーセント低減又は17年排出ガス基準75パーセント低減かつ32年度燃費基準+40パーセント達成LPG車（乗用車）（非課税）	B
(11)	30年排出ガス基準50パーセント低減又は17年排出ガス基準75パーセント低減かつ32年度燃費基準+30パーセント達成LPG車（乗用車）（非課税）	C
(12)	30年排出ガス基準50パーセント低減又は17年排出ガス基準75パーセント低減かつ32年度燃費基準+20パーセント達成LPG車（乗用車）（40/100税率）	E
(13)	30年排出ガス基準50パーセント低減又は17年排出ガス基準75パーセント低減かつ32年度燃費基準+10パーセント達成LPG車（乗用車）（60/100税率）	F
(14)	30年排出ガス基準50パーセント低減又は17年排出ガス基準75パーセント低減かつ32年度燃費基準達成LPG車（乗用車）（80/100税率）	H
(15)	30年排出ガス基準50パーセント低減又は17年排出ガス基準75パーセント低減かつ27年度燃費基準+25パーセント達成ガソリン車（2.5トン以下バス・トラック）（非課税）	K
(16)	30年排出ガス基準50パーセント低減又は17年排出ガス基準75パーセント低減かつ27年度燃費基準+20パーセント達成ガソリン車（2.5トン以下バス・トラック）（20/100税率）	L
(17)	30年排出ガス基準50パーセント低減又は17年排出ガス基準75パーセント低減かつ27年度燃費基準+15パーセント達成ガソリン車（2.5トン以下バス・トラック）（40/100税率）	M
(18)	30年排出ガス基準50パーセント低減又は17年排出ガス基準75パーセント低減かつ27年度燃費基準+10パーセント達成ガソリン車（2.5トン以下バス・トラック）（60/100税率）	N
(19)	30年排出ガス基準50パーセント低減又は17年排出ガス基準75パーセント低減かつ27年度燃費基準+5パーセント達成ガソリン車（2.5トン以下バス・トラック）（80/100税率）	P
(20)	30年排出ガス基準50パーセント低減又は17年排出ガス基準75パーセント低減かつ27年度燃費基準+15パーセント達成ガソリン車（2.5トン超3.5トン以下バス・トラック）（非課税）	R
(21)	30年排出ガス基準50パーセント低減又は17年排出ガス基準75パーセント低減かつ27年度燃費基準+10パーセント達成ガソリン車（2.5トン超3.5トン以下バス・トラック）（25/100税率）	T
(22)	30年排出ガス基準50パーセント低減又は17年排出ガス基準75パーセント低減かつ27年度燃費基準+5パーセント達成ガソリン車（2.5トン超3.5トン以下バス・トラック）（50/100税率）	U
(23)	30年排出ガス基準50パーセント低減又は17年排出ガス基準75パーセント低減かつ27年度燃費基準達成ガソリン車（2.5トン超3.5トン以下バス・トラック）（75/100税率）	W
(24)	30年排出ガス基準25パーセント低減又は17年排出ガス基準50パーセント低減かつ27年度燃費基準+15パーセント達成ガソリン車（2.5トン超3.5トン以下バス・トラック）（25/100税率）	X
(25)	30年排出ガス基準25パーセント低減又は17年排出ガス基準50パーセント低減かつ27年度燃費基準+10パーセント達成ガソリン車（2.5トン超3.5トン以下バス・トラック）（50/100税率）	ア
(26)	30年排出ガス基準25パーセント低減又は17年排出ガス基準50パーセント低減かつ27年度燃費基準+5パーセント達成ガソリン車（2.5トン超3.5トン以下バス・トラック）（75/100税率）	エ
(27)	30年排出ガス基準適合又は21年排出ガス基準10パーセント低減かつ27年度燃費基準+15パーセント達成ディーゼル車（2.5トン超3.5トン以下バス・トラック）（非課税）	オ
(28)	30年排出ガス基準適合又は21年排出ガス基準10パーセント低減かつ27年度燃費基準+10パーセント達成ディーゼル車（2.5トン超3.5トン以下バス・トラック）（25/100税率）	カ
(29)	30年排出ガス基準適合又は21年排出ガス基準10パーセント低減かつ27年度燃費基準+5パーセント達成ディーゼル車（2.5トン超3.5トン以下バス・トラック）（50/100税率）	キ
(30)	30年排出ガス基準適合又は21年排出ガス基準10パーセント低減かつ27年度燃費基準達成ディーゼル車（2.5トン超3.5トン以下バス・トラック）（75/100税率）	コ
(31)	21年排出ガス基準適合かつ27年度燃費基準+15パーセント達成ディーゼル車（2.5トン超3.5トン以下バス・トラック）（25/100税率）	サ
(32)	21年排出ガス基準適合かつ27年度燃費基準+10パーセント達成ディーゼル車（2.5トン超3.5トン以下バス・トラック）（50/100税率）	シ
(33)	21年排出ガス基準適合かつ27年度燃費基準+5パーセント達成ディーゼル車（2.5トン超3.5トン以下バス・トラック）（75/100税率）	ス
(34)	28年排出ガス基準適合又は21年排出ガス基準10パーセント低減かつ27年度燃費基準+15パーセント達成ディーゼル車（3.5トン超バス・トラック）（非課税）	セ
(35)	28年排出ガス基準適合又は21年排出ガス基準10パーセント低減かつ27年度燃費基準+10パーセント達成ディーゼル車（3.5トン超バス・トラック）（25/100税率）	タ
(36)	28年排出ガス基準適合又は21年排出ガス基準10パーセント低減かつ27年度燃費基準+5パーセント達成ディーゼル車（3.5トン超バス・トラック）（50/100税率）	ヒ
(37)	28年排出ガス基準適合又は21年排出ガス基準10パーセント低減かつ27年度燃費基準達成ディーゼル車（3.5トン超バス・トラック）（75/100税率）	ホ

2 「中古車特例」の欄には、特例の適用を受けようとするか否かについて、該当する項目を○で囲むこと。特例の適用を受けようとする場合は、上記1(1)～(26)、(34)～(37)のうち、該当する項目の番号又は記号

を枠内に記入すること。(ただし、「非課税」は「45万円控除」に、「20/100税率」又は「25/100税率」は「35万円控除」に、「40/100税率」又は「50/100税率」は「25万円控除」に、「60/100税率」又は「75/100税率」は「15万円控除」に、「80/100税率」は「5万円控除」に読み替える。また、34～37については、ディーゼルハイブリッド車のみを対象とする。)

また、「中古車特例」において、上記1(4)～(9)、(15)～(19)のうち、J C08モード燃費値を算定していない自動車について、「32年度燃費基準+40パーセント達成」は「22年度燃費基準+110パーセント達成」に、「32年度燃費基準+30パーセント達成」は「22年度燃費基準+95パーセント達成」に、「32年度燃費基準+20パーセント達成」は「22年度燃費基準+80パーセント達成」に、「32年度燃費基準+10パーセント達成」は「22年度燃費基準+65パーセント達成」に、「32年度燃費基準達成」は「22年度燃費基準+50パーセント達成」に、「27年度燃費基準+25パーセント達成」は「22年度燃費基準+57パーセント達成」に、「27年度燃費基準+20パーセント達成」は「22年度燃費基準+50パーセント達成」に、「27年度燃費基準+15パーセント達成」は「22年度燃費基準+44パーセント達成」に、「27年度燃費基準+10パーセント達成」は「22年度燃費基準+38パーセント達成」に、「27年度燃費基準+5パーセント達成」は「22年度燃費基準+32パーセント達成」に読み替えるものとする。

別記第61号様式の2（裏）記載要領3の事項中「38」を「37」に改め、同様式（裏）記載要領4を次のように改める。

4 「バリアフリー、ASV特例」の欄には、特例を受けようとするか否かについて、該当する項目を○で囲むこと。特例の適用を受けようとする場合は、次のうち、該当する項目の番号又は記号を枠内に記入すること（エコカー減税にも該当する場合は、「エコカー減税」又は「バリアフリー、ASV特例」のうち、適用を受けようとする一方にのみ記入すること。）。

- (1) ノンステップバス（1,000万円控除） 1
- (2) リフト付きバス（乗車定員30人以上）（650万円控除） 2
- (3) リフト付きバス（乗車定員30人未満）（200万円控除） 3
- (4) ユニバーサルデザインタクシー（100万円控除） 4
- (5) A S V（衝突被害軽減ブレーキ搭載車両）（3.5トン超8トン以下トラック）（350万円控除） 5
- (6) A S V（衝突被害軽減ブレーキ搭載車両）（8トン超20トン以下トラック）（350万円控除（H30.10.31まで）） 6
- (7) A S V（衝突被害軽減ブレーキ搭載車両）（5トン以下かつ乗車定員10人以上で立席のないバス等）（350万円控除） 7
- (8) A S V（衝突被害軽減ブレーキ搭載車両）（5トン超12トン以下かつ乗車定員10人以上で立席のないバス等）（350万円控除） 8
- (9) A S V（車両安定性制御装置搭載車両）（3.5トン超8トン以下トラック）（350万円控除） A
- (10) A S V（車両安定性制御装置搭載車両）（8トン超20トン以下トラック）（350万円控除（H30.10.31まで）） B
- (11) A S V（車両安定性制御装置搭載車両）（5トン超12トン以下かつ乗車定員10人以上で立席のないバス等）（350万円控除） C
- (12) A S V（衝突被害軽減ブレーキ及び車両安定性制御装置搭載車両）（3.5トン超8トン以下トラック）（525万円控除） E
- (13) A S V（衝突被害軽減ブレーキ及び車両安定性制御装置搭載車両）（8トン超20トン以下トラック）（525万円控除（H30.11.1以降350万円控除）） F
- (14) A S V（衝突被害軽減ブレーキ及び車両安定性制御装置搭載車両）（20トン超22トン以下トラック）（350万円控除（H30.10.31まで）） K
- (15) A S V（衝突被害軽減ブレーキ及び車両安定性制御装置搭載車両）（5トン超12トン以下かつ乗車定員10人以上で立席のないバス等）（525万円控除） L
- (16) A S V（車線逸脱警報装置搭載車両）（12トン超かつ乗車定員10人以上で立席のないバス等）（175万円控除） M

第2条 北海道税条例施行規則の一部を次のように改正する。

目次中「第57条の3」を「第58条」に、第6節 自動車取得税（第58条－第58条の12）を「第6節 軽油引取税（第59条－第66条の4）」に、「第67条」を「第66条の5」に改める。

第14条第3項及び第14条の3第1項中「第125条第5項並びに」を削り、「第144条の29第2項」の次に「並びに第164条第5項」を加える。

第16条の4の2第2項中「自動車取得税」を「自動車税の環境性能割」に、「別記第61号様式の2」を「別記第67号様式の2」に改める。

第26条第1号中「第55条の2第2項」を「第63条の9第2項」に改め、同条第4号中「第60条、」を削り、「及び第61条の21」を「、第61条の21及び第63条の13」に改める。

第28条第1項第3号中「自動車税課税台帳」を「自動車税種別割課税台帳」に改める。

第49条の7第1項第21号中「第58条の7第4項第3号」を「第67条の15の6第4項第3号」に改める。

第2章第6節の節名を削る。

第58条を次のように改める。

第58条 削除

第58条の2から第58条の12までを削る。

第2章第6節の2を同章第6節とする。

第2章第7節中第67条の前に次の2条を加える。

（自動車税の課税免除）

第66条の5 条例第63条第1項の規定による自動車税の課税免除は、総合振興局長等が行うものとする。

2 条例第63条第2項に規定する申請書は、別記第70号様式によるものとする。

（環境性能割の修正申告書）

第66条の6 条例第63条の7第2項に規定する規則で定める修正申告書は、別記第67号様式の2によるものとする。

第67条の見出し中「自動車税」を「環境性能割」に改め、同条第1項中「北海道税収入証紙は」を「環境性能割の納付に係る北海道税収入証紙は」に、「以下」を「次項並びに第67条の8第1項及び第67条の10第1項において」に改める。

第67条の2第1項中「北海道税収入証紙」を「環境性能割の納付に係る北海道税収入証紙」に改める。

第67条の14を次のように改める。

第67条の14 削除

第67条の15の見出しを「（環境性能割の消印）」に改め、同条中「第65条の2第5項」を「第63条の8第3項」に改め、同条の次に次の12条を加える。

（環境性能割の納付の方法）

第67条の15の2 条例第63条の8第2項の規定により環境性能割額を納付する場合は、別記第14号様式の3の納付書によって納付しなければならない。

（譲渡担保財産の取得に対して課する環境性能割の納税義務の免除等）

第67条の15の3 条例第63条の10第1項の規定による環境性能割の納税義務の免除の決定、同条第5項の規定による還付又は同条第6項の規定による充当は、総合振興局長等が行うものとする。

2 条例第63条の10第7項に規定する申請書及び申告書は、別記第68号様式の2によるものとする。

3 総合振興局長等は、第1項の規定により納税義務の免除の決定をした場合は、別記第68号様式の3により申請をした者に通知しなければならない。

4 総合振興局長等は、第1項の規定により還付し、又は充当する場合は、別記第6号様式により申請をした者に通知しなければならない。

（自動車の返還があった場合の環境性能割の納税義務の免除等）

第67条の15の4 条例第63条の11第1項の規定による納税義務の免除の決定、同条第2項の規定による還付又は同条第3項において準用する条例第63条の10第6項の規定による充当は、総合振興局長等が行うものとする。

2 条例第63条の11第4項に規定する申請書は、別記第68号様式の4によるものとする。

3 前条第3項の規定は第1項の規定により納税義務の免除の決定をした場合について、同条第4項の規定は第1項の規定により還付し、又は充当する場合について準用する。（環境性能割の減免）

第67条の15の5 条例第63条の12の規定による環境性能割の減免の決定は、総合振興局長等が行うものとする。

2 条例第63条の12の規定により環境性能割の減免を受けようとする者は、別記第70号様式の申請書を総合振興局長等に提出しなければならない。

3 総合振興局長等は、前項の申請書を受理したときは、これを審査の上、減免するかどうかを決定し、その旨を申請した者に通知しなければならない。

第67条の15の6 条例第63条の12第1項第3号に規定する規則で定める障害を有する者は、次に掲げる者とする。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号による障害の級別に該当する障害を有するもの

障害の区分		障害の級別
視覚障害		一級から四級までの各級
聴覚障害		二級又は三級
平衡機能障害		三級又は五級
音声機能障害		三級（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。）
上肢不自由		一級から三級までの各級
下肢不自由		一級から六級までの各級
体幹不自由		一級から三級までの各級又は五級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	一級から三級までの各級
	移動機能	一級から六級までの各級
心臓機能障害		一級、三級又は四級

腎臓機能障害	一級、三級又は四級
呼吸器機能障害	一級、三級又は四級
ぼうこう又は直腸の機能障害	一級、三級又は四級
小腸機能障害	一級、三級又は四級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	一級から四級までの各級
肝臓機能障害	一級から四級までの各級

- (2) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者（身体障害者手帳の交付を受けている者で前号の規定に該当するものを除く。）のうち、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2による重度障害の程度又は同法別表第1号表ノ3による障害の程度に該当する障害を有するもの

障害の区分	重度障害の程度又は障害の程度
視覚障害	特別項症から第四項症までの各項症
上肢不自由	特別項症から第三項症までの各項症
下肢不自由	特別項症から第六項症までの各項症又は第一款症から第三款症までの各款症
体幹不自由	特別項症から第六項症までの各項症又は第一款症から第三款症までの各款症
聴覚障害	特別項症から第四項症までの各項症
平衡機能障害	特別項症から第四項症までの各項症
音声機能障害	特別項症から第二項症までの各項症（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。）
心臓機能障害	特別項症から第三項症までの各項症
腎臓機能障害	特別項症から第三項症までの各項症
呼吸器機能障害	特別項症から第三項症までの各項症
ぼうこう又は直腸の機能障害	特別項症から第三項症までの各項症
小腸機能障害	特別項症から第三項症までの各項症
肝臓機能障害	特別項症から第三項症までの各項症

- (3) 都道府県知事若しくは地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長から療育手帳（知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。第5項において同じ。）の交付を受けている者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律

- 第123号）の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- 2 条例第63条の12第1項第3号に規定する規則で定める者は、次に掲げる者（前項第1号又は第2号の規定に該当する者を除く。）とする。
- (1) 身体障害者福祉法（昭和25年法律第123号）の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
- (2) 戦傷病者特別援護法（昭和25年法律第123号）の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者
- 3 条例第63条の12第1項第4号に規定する規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。
- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する障害児入所施設及び児童心理治療施設
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する障害福祉サービス事業（同法に規定する療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う施設並びに同法に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター及び福祉ホーム
- (3) 生活保護法に規定する救護施設及び医療保護施設
- (4) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム
- (5) 身体障害者福祉法に規定する身体障害者福祉センター及び盲導犬訓練施設
- (6) 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護老人保健施設（社会福祉法第2条第3項第10号に規定する事業を行うものに限る。）
- (7) 前各号に掲げる施設に類する施設
- 4 条例第63条の12第1項第5号に規定する規則で定める者は、次に掲げる者とする。
- (1) 公益財団法人北海道肢体不自由児者福祉連合協会（昭和37年1月17日に財団法人北海道肢体不自由児福祉協会という名称で設立された法人をいう。）
- (2) 公益財団法人結核予防会（昭和14年5月22日に財団法人結核予防会という名称で設立された法人をいう。）
- (3) 公益財団法人北海道対がん協会
- (4) 前3号に掲げる者に類する者
- 5 条例第63条の12第2項に規定する規則で定める書面は、次の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる書面とする。

第1項第1号に掲げる者	身体障害者手帳
第1項第2号に掲げる者	戦傷病者手帳
第1項第3号に掲げる者	療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳

第67条の15の7 条例第63条の12第1項第3号の自動車（自家用の自動車に限る。）に対しては、同号の自動車として同項の規定により環境性能割を減免するものとする。ただ

し、同号の自動車として同項の規定による環境性能割の減免を受けた自動車を所有している場合において自動車を取得した場合は、この限りでない。

- 2 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により自動車が当該自動車の取得の日から1月以内に損壊した場合における当該自動車に対しては、条例第63条の12第1項第11号の自動車として、同項の規定により環境性能割を減免するものとする。

第67条の15の8 条例第63条の12第1項第9号の自動車として同項の規定により環境性能割を減免する場合において、当該自動車が構造上専ら身体障害者の利用に供するためのものと認められる自動車以外のものであるときにおける減免額は、当該自動車の通常の取得価額のうち、身体障害者の利用に供するための構造の変更等に要した金額に条例第63条の3の税率を乗じて得た金額を限度とする。

- 2 条例第63条の12第1項第10号の自動車として同項の規定により環境性能割を減免する場合における減免額は、当該自動車の通常の取得価額のうち、身体障害者が運転するための構造の変更等に要した金額に条例第63条の3の税率を乗じて得た金額を限度とする。

（環境性能割に係る更正等の通知書）

第67条の15の9 法第168条第4項の規定による環境性能割に係る更正若しくは決定の通知、法第171条第6項の規定による環境性能割に係る過少申告加算金額若しくは不申告加算金額の決定の通知又は法第172条第5項の規定による環境性能割に係る重加算金額の決定の通知は、別記第68号様式の5の通知書により行うものとする。

（住所地等を所管する総合振興局又は振興局の長経由による申請書等の提出）

第67条の15の10 総合振興局等の所管区域内に住所又は居所を有しない者が、条例第63条の10第7項に規定する申請書若しくは申告書又は条例第63条の11第4項若しくは第63条の12第2項に規定する申請書を総合振興局長等に提出する場合は、その住所又は居所の存する地を所管する総合振興局又は振興局の長を経由してすることができる。

（環境性能割に係る調査の引継ぎ）

第67条の15の11 総合振興局長等は、環境性能割に係る調査を要すると認める者の住所又は居所が所管区域外にあるときは、当該調査を要すると認める者の住所又は居所を所管する総合振興局又は振興局の長に当該調査を引き継ぐことができる。

- 2 前項の調査の引継ぎを受けた総合振興局又は振興局の長は、当該調査を終えたときは、その結果を遅滞なく調査の引継ぎをした総合振興局長等に通知しなければならない。

（種別割に係る北海道税収入証紙）

第67条の15の12 第67条から第67条の13まで及び第67条の15の規定は、種別割の払込みに係る北海道税収入証紙について準用する。

（種別割の納税済印の印影）

第67条の15の13 条例第65条の2第4項の規定による納税済印の印影は、別記第7号様式の2によるものとする。

第67条の16の見出し中「自動車税」を「種別割」に改める。

第67条の17及び第67条の18を次のように改める。

第67条の17及び第67条の18 削除

第67条の19の見出し中「自動車税」を「種別割」に改める。

第68条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第3項中「自動車税納税証明書交付請求書」を「自動車税種別割納税証明書交付請求書」に改める。

第68条の2の前の見出し並びに同条第1項及び第2項並びに第68条の3中「自動車税」を「種別割」に改める。

第68条の3の2第1項中「第58条の7第3項」を「第67条の15の6第3項」に改め、同条第2項中「第58条の7第4項」を「第67条の15の6第4項」に改め、同条第3項中「第58条の7第5項」を「第67条の15の6第5項」に改める。

第68条の4第1項第2号中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第3項第2号中「自動車税納税通知書」を「自動車税種別割納税通知書」に改める。

第68条の5中「第63条第3項」を「第63条第2項」に改める。

第68条の6の見出し及び同条第1項並びに第68条の7（見出しを含む。）中「自動車税」を「種別割」に改める。

附則中第19項から第22項までを削り、第23項を第19項とし、第24項から第26項までを4項ずつ繰り上げる。

附則第27項中「又は第3項から第6項まで」を削り、同項を附則第23項とし、附則中第28項を第24項とし、第29項を第25項とし、第30項を第26項とし、第31項及び第32項を削り、第33項を第27項とする。

別記第1号様式の5末尾欄外摘要の事項を削る。

別記第2号様式の3末尾欄外摘要の事項を次のように改める。

摘要 不要文字を消して使用すること。

別記第2号様式の4末尾欄外摘要の事項及び別記第2号様式の4の2（1葉）（表）末尾欄外摘要の事項を削る。

別記第4号様式その2中「法人事業税（外形標準課税）・地方法人特別税徴収猶予（期間延長）申請書」を「法人事業税（外形標準課税）徴収猶予（期間延長）申請書」に、「（根拠法令－地方税法72条の38の2、道税条例42条）」を「（根拠法令－）」に改め、同様式末尾欄外注意4の事項中「及び地方法人特別税」を削る。

別記第4号様式の2の2その2中

「_____」

「事業税・地方人特別税」を

「事業税」に、

「所得割額又は地方人特別税」を「所得割額」に改め、同様式その3中「法人事業税（外形標準課税）・地方人特別税徴収猶予（期間延長）通知書」を「法人事業税（外形標準課税）徴収猶予（期間延長）通知書」に改め、同様式その5中「自動車取得税徴収猶予承認通知書」を「自動車税環境性能割徴収猶予承認通知書」に改め、同様式その7中

「事業税・地方人特別税」を

「事業税」に、

「所得割額又は地方人特別税」を「所得割額」に、「（根拠法令－地方税法第 条、道税条例第 条）」を「（根拠法令－ ））」に改める。

別記第4号様式の4その2中「自動車取得税徴収猶予取消通知書」を「自動車税環境性能割徴収猶予取消通知書」に改め、同様式その3中

「事業税・地方人特別税」を

「事業税」に、

「所得割額又は地方人特別税」を「所得割額」に改める。

別記第4号様式の5中「（根拠法令－地方税法15条の7Ⅱ、道税規則14条の5）」を「（根拠法令－ ））」に改め、同様式末尾欄外摘要の事項を削る。

別記第4号様式の6中「（根拠法令－地方税法15条の7Ⅴ、道税規則14条の6Ⅱ）」を「（根拠法令－ ））」に改め、同様式末尾欄外摘要の事項を削る。

別記第4号様式の7末尾欄外摘要の事項を削る。

別記第4号様式の8末尾欄外注意中2の事項を削り、3の事項を2の事項とする。

別記第4号様式の9中「（根拠法令－地方税法第 条）」を「（根拠法令－ ））」に改め、同様式末尾欄外注意中2の事項を削り、3の事項を2の事項とする。

別記第5号様式の4末尾欄外摘要の事項を削る。

別記第6号様式中「第58条の4」を「第67条の15の3」に改める。

別記第6号様式の6その1中「法人事業税及び地方人特別税」を「法人事業税」に、

「及び地方人特別税について」を「について」に改め、同様式その2中「自動車税用」を「自動車税種別割用」に、「自動車税納税証明書交付請求書」を「自動車税種別割納税証明書交付請求書」に改める。

別記第6号様式の7その2中「自動車税用」を「自動車税種別割用」に、「自動車税納税証明書」を「自動車税種別割納税証明書」に、「自動車税に」を「自動車税種別割に」に改め、同様式その3中「自動車税用」を「自動車税種別割用」に、「自動車税納税証明書」を「自動車税種別割納税証明書」に、「自動車税の」を「自動車税種別割の」に改め、同様式その4中「自動車税用」を「自動車税種別割用」に、「自動車税納税証明書」を「自動車税種別割納税証明書」に、「自動車税の」を「自動車税種別割の」に改め、同様式その5中「自動車税用」を「自動車税種別割用」に、「自動車税納税証明書」を「自動車税種別割納税証明書」に、「自動車税の」を「自動車税種別割の」に改め、同様式その6中「自動車税用」を「自動車税種別割用」に、「自動車税納税証明書」を「自動車税種別割納税証明書」に、「自動車税に」を「自動車税種別割に」に改める。

別記第9号様式末尾欄外摘要の事項を次のように改める。

摘要 不要文字を消して使用すること。

別記第10号様式末尾欄外摘要の事項を削る。

別記第13号様式中「第53条」を「第63条の6」に、「自動車取得税」を「自動車税環境性能割」に、「自動車税」を「自動車税種別割」に、「（根拠法令－道税条例第 条）」を「（根拠法令－ ））」に改める。

別記第14号様式その7中「自動車税用」を「自動車税種別割用」に改め、同様式その7（表）中「自動車税納税通知書兼領収証書」を「自動車税種別割納税通知書兼領収証書」に改め、同様式その7（裏）中「自動車税」を「自動車税種別割」に、「第148条」を「第177条の8」に改め、同様式その8中「自動車税用」を「自動車税種別割用」に改め、同様式その8（表）中「自動車税」を「自動車税種別割」に改め、同様式その8（裏）中「自動車税」を「自動車税種別割」に、「第148条」を「第177条の8」に改め、同様式その9中「自動車税用」を「自動車税種別割用」に、「自動車税

納税通知書」を「自動車税種別割納税通知書」に、「自動車税は」を「自動車税種別割は」に、「第148条」を「第177条の8」に、「自動車税を」を「自動車税種別割を」に、「自動車税の」を「自動車税種別割の」に改め、同様式その10中「自動車税用」を「自動車税種別割用」に改め、同様式その10（1葉）中「自動車税納税通知書」を「自動車税種別割納税通知書」に、「自動車税は」を「自動車税種別割は」に、「第148条」を「第177条の8」に、「自動車税を」を「自動車税種別割を」に、「自動車税の」を「自動車税種別割の」に改め、同様式その10（2葉）中「自動車税納税通知書内訳書」を「自動車税種別割納税通知書内訳書」に改める。

別記第14号様式の2その3中「自動車税用」を「自動車税種別割用」に改め、同様式その3（表）中「自動車税督促状兼領収証書」を「自動車税種別割督促状兼領収証書」に改め、同様式その3（裏）注意2の事項中「平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合（その割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。）とします。また、平成26年1月1日以後の期間については、」を削り、同様式その4中「自動車税用」を「自動車税種別割用」に改め、同様式その4（表）中「自動車税督促状兼領収証書」を「自動車税種別割督促状兼領収証書」に、「自動車税」を「自動車税種別割」に改め、同様式その4（裏）注意2の事項中「平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合（その割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。）とします。また、平成26年1月1日以後の期間については、」を削る。

別記第14号様式の3中「第26条」の次に「、第67条の15の2」を加え、同様式その2（1連）末尾欄外摘要3の事項中「自動車税」を「自動車税種別割」に改め、同様式その4中「自動車取得税用」を「自動車税環境性能割用」に改め、同様式その4（表）中「自動車取得税領収証書」を「自動車税環境性能割領収証書」に改め、同様式その4（表）注意1の事項中「第130条又は第131条」を「第169条又は第170条」に改め、「（平成25年12月31日までの期間については、地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）による改正前の地方税法附則第3条の2）」を削り、同様式その5中「自動車取得税用」を「自動車税環境性能割用」に改め、同様式その5（1葉）中「自動車取得税」

を「自動車税環境性能割」に改め、同様式その5（1葉）注意1の事項中「第130条又は第131条」を「第169条又は第170条」に改め、「（平成25年12月31日までの期間については、地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）による改正前の地方税法附則第3条の2）」を削り、同様式その5（2葉）及び（3葉）中「自動車取得税」を「自動車税環境性能割」に改め、同様式その6中「自動車税用」を「自動車税種別割用」に改め、同様式その6（表）中「自動車税」を「自動車税種別割」に改め、同様式その6（裏）注意1の事項中「平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合（その割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。）とします。また、平成26年1月1日以後の期間については、」を削り、同様式その7中「自動車税用」を「自動車税種別割用」に改め、同様式その7（表）中「自動車税」を「自動車税種別割」に改め、同様式その7（裏）注意1の事項中「平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合（その割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。）とします。また、平成26年1月1日以後の期間については、」を削り、同様式その8中「自動車税用」を「自動車税種別割用」に改め、同様式その8（1連）（表）中「自動車税領収証書」を「自動車税種別割領収証書」に改め、同様式その8（1連）（裏）注意1の事項中「平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合（その割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。）とします。また、平成26年1月1日以後の期間については、」を削り、同様式その8（2連）中

「自動車税」を「自動車税種別割」に改める。

別記第21号様式の4中

自動車税分	自動車取得税分
-------	---------

を

環境性能割分	種別割分
--------	------

に改め

る。

別記第21号様式の5中「自動車税分」を「環境性能割分」に、「自動車取得税分」を「種別割分」に改める。

別記第21号様式の6（1葉）及び（2葉）中

自動車税	自動車取得税
円	円

を

自動車税 環境性能割	自動車税 種別割
円	円

に改め、同様式（3葉）中

税目		自動車税	自動車取得税
前日分	税額	円	円
	延滞金額		
	小計		
本日分	税額		
	延滞金額		
	小計		

を

税目		自動車税 環境性能割	自動車税 種別割
前日分	税額	円	円
	延滞金額		
	小計		

に改める。

本日分	税額		
	延滞金額		
	小計		

別記第22号様式中「自動車税課税台帳」を「自動車税種別割課税台帳」に改める。

別記第26号様式その1（裏）中

年度 法人事業税
地方法人特別税

を

年度 法 人 事 業 税

に改め、同様式その2（表）中

法人道民業税
地方法人特別税
徴収原簿

を

法人道民業
税徴収原簿

に、

事業税・地方特別法人税

を

事業税

に、

事業
地方法人特別
税

を

事業
税

に改め、同様式その7中「自動車税徴収原簿（一覧表）」

月」を「自動車税種別割徴収原簿（一覧表）」月」に改め、同様式その8中「自動車取得税用」を「自動車税環境性能割用」に、「自動車取得税徴収原簿」を「自動車税環境性能割徴収原簿」に改める。

別記第35号様式の5その3、別記第35号様式の6その2、別記第35号様式の21その2及

び別記第35号様式の22その2中

自動車税

を

に改める。

別記第35号様式の24中「（根拠法令－国税徴収法85条Ⅰ、同法施行令37条、道税規則28条の2）」を「（根拠法令－
）」に改め、同様式末尾欄外注意の事項中「（地方法人特別税について交付要求されている場合は、地方法人特別税を含みます。）」を削る。

別記第35号様式の35中「（根拠法令－国税徴収法88条Ⅰ、同法施行令42条、道税規則28条の2）」を「（根拠法令－
）」に改め、同様式末尾欄外注意の事項中「（地方法人特別税について参加差押えされている場合は、地方法人特別税を含みます。）」を削る。

別記第35号様式の38末尾欄外摘要3の事項を削る。

別記第35号様式の39末尾欄外摘要5の事項を削る。

別記第35号様式の51末尾欄外摘要中2の事項を削り、3の事項を2の事項とし、4の事項を3の事項とし、5の事項を4の事項とする。

別記第35号様式の51の2末尾欄外摘要の事項を削る。

別記第49号様式の2その1中「事業税・地方法人特別税申告納付期限承認通知書」を「事業税申告納付期限承認通知書」に、「（根拠法令－道税規則41条の2の2）」を「（根拠法令－
）」に改め、同様式その1末尾欄外注意1の事項中「及び地方法人特別税」を削り、同様式その2中「事業税・地方法人特別税申告納付期限不承認通知書」を「事業税申告納付期限不承認通知書」に改める。

別記第49号様式の5その1中

事業税有年月日の事業年度から月間を

事業税有年月日の事業年度から月間に改める。

別記第61号様式の2から別記第61号様式の6までを削る。

別記第62号様式を次のように改める。

別記第62号様式 削除

別記第67号様式の次に次の1様式を加える。

別記第67号様式の2（第16条の4の2、第66条の6関係）

（表）

※ 整理番号	
年度	番号

区分	1 修正
	2 更正請求

当初申告（決定）		
	年	月 日

取得原因	
1. 売買	2. 相続
3. 贈与	
4. 所有権留保解除	
5. その他（ ）	

自動車税環境性能制修正申告書（更正請求書）

北海道札幌道税事務所長 様

次のとおり修正申告（更正の請求）をします。 年 月 日

登録番号	運輸支局等		車種区分		かな		番号		旧登録番号	運輸支局等		車種区分		かな		番号		登録年月日		初度登録年		
納税義務者	住所 (所在地)	〒 ビル、アパート、マンション及び棟室番号																				
		用途 1. 乗用車 2. トラック（貨物） 3. トラック（貨客兼用車） 4. トラック（けん引車） 5. トラック（被けん引車） 6. バス（一般乗合用） 7. バス（その他（ ）） 8. 三輪小型 9. 特殊用途自動車（ ） 10. その他（ ）																				
		種別 1. 普通 2. 小型 1. 営業用 2. 自家用																				
	氏名 (名称)	乗車定員 最大積載量 車両重量 車両総重量 車台番号 類別区分番号 人（人） kg（kg） kg kg																				
		総排気量又は定格出力 燃料の種類 1 kw 1. ガソリン 2. 軽油 3. その他（ ）																				
		主たる定置場 ※（ ）内は旧主たる定置場所所在の市町村名を記入 （ ）																				
	生年月日	通常 の取																				
	電話番号	付加物																				
	1. 自己所有 2. 所有権留保 3. 商品車 4. リース車																					

※印は記載しないでください。

所有者	住所 (所在地)		得価格						0	0	0	5. 譲渡担保	6. その他 ()				
	(フリガナ)			付加物の内訳	(品名)	(価額)	修正申告・更正請求者以外に	住所 (所在地)									
使用者	住所 (所在地)		税率区分	記載要領1を参照				☐	氏名 (名称)		電話番号	()					
	(フリガナ)			燃費	変速装置	構造											
	氏名 (名称)			km/l	AT・MT	A・B1 ・B2											
旧所有者	住所 (所在地)		税額	区分	課税標準額				税率	税額		中古車の状況					
	氏名 (名称)			正当 (更正後)	①				円		②		円	基準価額	円		
旧使用者	住所 (所在地)		計算	当初 (更正前)	③				円		④		円	営業経歴			
	氏名 (名称)			当				0	0	0	/100			0	0	経過年数	
				差引き (減額対象額)	①-③					0	0	0	/100			0	0
													0	0	残存価額	円	

修正又は更正の請求の理由		※摘要	消(受付)印 取扱者	証紙表示欄
更正の請求をするに至った事情		※照合印		

(裏)

記載要領

1 「税率区分」の欄には、次のうち、該当する項目の番号を枠内に記入すること。

なお、平成32年度基準エネルギー消費効率及び平成27年度基準エネルギー消費効率を算定していない自動車であって、01～03及び05～07の () 内の平成22年度基準エネルギー消費効率を満たしている自動車については、該当する項目の番号を記入すること。

【ガソリン乗用車】

01. 17年排出ガス基準75パーセント低減かつ32年度燃費+10パーセント達成（22年度燃費+65パーセント達成）〈非課税〉

02. 17年排出ガス基準75パーセント低減かつ32年度燃費基準達成（22年度燃費+50パーセント達成）〈自家用：1/100、営業用：0.5/100〉

03. 17年排出ガス基準75パーセント低減かつ27年度燃費+10%達成（22年度燃費+38パーセント達成）〈自家用：2/100、営業用：1/100〉

04. 01～03に該当しないもの〈自家用：3/100、営業用：2/100〉

【2.5トン以下バス・トラック（ガソリン車）】

05. 17年排出ガス基準75パーセント低減かつ27年度燃費+20パーセント達成（22年度燃費+50パーセント達成）〈非課税〉

06. 17年排出ガス基準75パーセント低減かつ27年度燃費+15パーセント達成（22年度燃費+44パーセント達成）〈自家用：1/100、営業用：0.5/100〉

07. 17年排出ガス基準75パーセント低減かつ27年度燃費+10パーセント達成（22年度燃費+38パーセント達成）〈自家用：2/100、営業用：1/100〉

08. 05～07に該当しないもの〈自家用：3/100、営業用：2/100〉

【2.5トン超3.5トン以下バス・トラック（ガソリン車）】

09. 17年排出ガス基準75パーセント低減かつ27年度燃費+10パーセント達成〈非課税〉

10. 17年排出ガス基準75パーセント低減かつ27年度燃費+5パーセント達成〈自家用：1/100、営業用：0.5/100〉
11. 17年排出ガス基準75パーセント低減かつ27年度燃費基準達成〈自家用：2/100、営業用：1/100〉
12. 17年排出ガス基準50パーセント低減かつ27年度燃費+15パーセント達成（非課税）
13. 17年排出ガス基準50パーセント低減かつ27年度燃費+10パーセント達成〈自家用：1/100、営業用：0.5/100〉
14. 17年排出ガス基準50パーセント低減かつ27年度燃費+5パーセント達成〈自家用：2/100、営業用：1/100〉
15. 09～14に該当しないもの〈自家用：3/100、営業用：2/100〉

【2.5トン超3.5トン以下バス・トラック（ディーゼル車）】

16. 21年排出ガス基準10パーセント低減かつ27年度燃費+10パーセント達成〈非課税〉
17. 21年排出ガス基準10パーセント低減かつ27年度燃費+5パーセント達成〈自家用：1/100、営業用：0.5/100〉
18. 21年排出ガス基準10パーセント低減かつ27年度燃費基準達成〈自家用：2/100、営業用：1/100〉
19. 21年排出ガス基準適合かつ27年度燃費+15パーセント達成〈非課税〉
20. 21年排出ガス基準適合かつ27年度燃費+10パーセント達成〈自家用：1/100、営業用：0.5/100〉
21. 21年排出ガス基準適合かつ27年度燃費+5パーセント達成〈自家用：2/100、営業用：1/100〉
22. 16～21に該当しないもの〈自家用：3/100、営業用：2/100〉

【3.5トン超バス・トラック（ディーゼル車）】

23. 28年排出ガス基準適合かつ27年度燃費+10パーセント達成〈非課税〉
24. 28年排出ガス基準適合かつ27年度燃費+5パーセント達成〈自家用：1/100、営業用：0.5/100〉
25. 28年排出ガス基準適合かつ27年度燃費基準達成〈自家用：2/100、営業用：1/100〉
26. 21年排出ガス基準10パーセント低減かつ27年度燃費+10パーセント達成〈非課税〉
27. 21年排出ガス基準10パーセント低減かつ27年度燃費+5パーセント達成〈自家用：1/100、営業用：0.5/100〉
28. 21年排出ガス基準10パーセント低減かつ27年度燃費基準達成〈自家用：2/100、営業用：1/100〉
29. 21年排出ガス基準適合かつ27年度燃費+15パーセント達成〈非課税〉
30. 21年排出ガス基準適合かつ27年度燃費+10パーセント達成（自家用：1/100、営業用：0.5/100）
31. 21年排出ガス基準適合かつ27年度燃費+5パーセント達成〈自家用：2/100、営業用：1/100〉
32. 23～31に該当しないもの〈自家用：3/100、営業用：2/100〉

【その他の自動車】

33. 電気自動車、天然ガス自動車（21年排出ガス基準10パーセント低減）〈非課税〉
34. プラグインハイブリッド自動車（PHV）〈非課税〉
35. クリーンディーゼル乗用車（CD乗用車）〈非課税〉

2 1の01～32及び35のいずれかに該当する場合は「燃費」の欄に燃費値を記入すること。

また、貨物自動車の場合には、「変速装置」の欄について該当する項目を○で囲むこと。

なお、「構造」の欄については、車両総重量17トン超35トン以下の貨物自動車については「A」、「B1」又は「B2」のいずれか該当する項目を選択すること。「A」は次の要件のいずれにも該当する場合をいい、「A」以外の場合のうち(2)に掲げる要件に該当する場合を「B1」、「B1」以外のものを「B2」という。

- (1) 最大積載量を車両総重量で除した値が0.3以下となるものであること。
- (2) 乗車装置及び物品積載装置が同一の車室内に設けられており、かつ、当該車室と車体外とを固定された屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切られるものであること。

(3) 運転室の前方に原動機を有するものであること。

別記第68号様式の次に次の4様式を加える。

別記第68号様式の2（第67条の15の3関係）

納税義務免除
自動車税環境性能割納税義務免除予定申請（申告）書
還付

登録番号

納税者 (権利者)	住所（所在地）									
	氏名（名称）									
	個人番号 又は法人番号									
譲渡した者 (設定者)	住所（所在地）									
	氏名（名称）									
適用を受けようとする 自動車	種別	用途	取得	車名						
	普通	4輪以上	自家用	乗用	年月日		型式（年式）			
		3輪		トラック	定置場					
				バス						
	小型	被けん引	営業用	特種用途 ()						
	取得価額 円		課税標準額 円		税額 円					
譲渡担保財産に係る内容	移転（予定）		徴収猶予を受けようとする期間				摘要			
	年月日		年月日から							
	設定		年月日まで							
上記のとおり、自動車税環境性能割の納税義務の免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。 年 月 日 申請者 住所（所在地）氏名（名称） 北海道札幌道税事務所長 様										

※承認

別記第68号様式の3（第67条の15の3関係）

自動車税環境性能割納税義務免除通知書

登録番号

納税者 (権利者)	住所（所在地）									
	氏名（名称）									
譲渡した者 (設定者)	住所（所在地）									
	氏名（名称）									
免除した 自動車	種別	用途	取得	車名						
	普通	4輪以上	自家用	乗用	年月日		型式（年式）			
		3輪		トラック	定置場					
				バス						
	小型	被けん引	営業用	特種用途 ()						
	取得価額 円		課税標準額 円		税額 円					
上記のとおり、自動車税環境性能割の納税義務の免除をしたので通知します。 年 月 日 北海道札幌道税事務所長 印 様										

別記第68号様式の4（第67条の15の4関係）

自動車税環境性能割納税義務免除申請書

登録番号

申請者

住所（所在地）

氏名（名 称）

個人番号
又は法人番号

自動車の販売業者

住所（所在地）

氏名（名 称）

適用を受けようとする自動車

種 別

用 途

取得

車名

普 通

4 輪以上

自家用

乗 用

年 月 日

3 輪

トラック

定置場

型式（年式）

小 型

被けん引

営業用

（ ）

取得価額円課税標準額円税額円

返還の内容

返還理由

登録
年 月 日

返還
年 月 日

上記のとおり、自動車税環境性能割の納税義務の免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。
年 月 日
申請者住所（所在地）氏名（名 称）
北海道札幌道税事務所長 様

※承認

別記第68号様式の5（第67条の15の9関係）

（表）
更正
自動車税環境性能割決定通知書兼納付告知書
加算金決定

納 税 者		住所（所在地）				決議番号			
		氏名（名 称）				登録番号			
申告納付期限					申告書提出				
年 月 日					年 月 日				
区	分	課	税	標 準 額	税 率	税 額			
更正（決定）による税額					100分の	①	円		
既に納付の確定した税額					100分の	②			
差引納付すべき税額						③（①－②）			
加算金	区	分	算 定 の 基 礎 税 額			率	金 額		
			円			100分の	④		
						100分の			
						100分の	⑤		
				不 申 告 加 算 金					

平成29年3月31日（金曜日）

北 海 道 公 報

号外第14号 15

			100分の	
	重 加 算 金		100分の	⑥
納付期限 年 月 日	納付場所 北海道指定（収納代理） 金融機関・北海道収入取 扱員・道内郵便局	納付すべき金額 ③＋④＋⑤＋⑥	円	
上記のとおり決定しましたので、通知します。併せて、納付すべき金額を納付期限までに納付書によって納めるよう告知します。 （根拠法令－ 年 月 日 北海道札幌道税事務所長 印 様				

摘要 不要文字を消して使用すること。
◎裏面の注意事項をお読みください。

（裏）

注意

1 納付期限までに納めないときは、督促状が発付されます。

2 納めるときは、不足税額（その額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。）に、その申告納付期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（この告知書による納付期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納めてください。この場合における年当たりの割合は、^{じゅうねん}閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

3 延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

4 この処分について不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に知事に審査請求をすることができます（審査請求をする場合は、審査請求書を当該審査請求に係る処分をした北海道札幌道税事務所長を経由して提出するようにしてください。）。

5 この処分について不服がある場合には、4の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

- 6 この処分については、4の審査請求の裁決を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません（地方税法第19条の12）が、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
- (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第70号様式中「第58条の6、第67条の17」を「第66条の5、第67条の15の5」に改め、同様式その1（表）中

「自動車取得税減免・自動車税課税免除申請書」を「自動車税環境性能割・課税免除申請書」に、「自動車取得税の減免・自動車税の課税免除（減免）」を「自動車税環境性能割（種別割）の課税免除（減免）」に、

「普通・小型・軽自」を「普通・小型」に、

「自動車取得税」を「環境性能割」に、

「自動車取得税」を「環境性能割」に、

「自動車税」を「種別割」に、

「自動車取得税・自動車税」を「環境性能割・種別割」に改め、同様式その2中

「自動車税減免申請書」を「自動車税環境性能割減免申請書」に、

「普通小型軽自」を「普通小型」に、

自動車税	修繕予定年度	予定月日	予定金額	修理予定工場名
	税額	円	※減免額	円
自動車取得税	取得価額	円	課税標準額	税額
	円	円	円	※減免額
			円	円

環境性能割	取得価額	円	課税標準額	円	税額	円	※減免額	円
種別割	修繕予定年度	予定月日	予定金額	修理予定工場名	※減免額	円		
	税額	円						

「自動車税」を「自動車税環境性能割・種別割」に、「（根拠法令－地方税法第条、道税条例第条）」を「（根拠法令－）」に、

自動車税	課税区分	入力年月日	入力区分	統計区分	税率コード	判定結果	条例67条の3 該当・否
	定期課税・ 証紙徴収	前・後					
自動車取得税	課税区分	入力年月日	区分	統計区分		判定結果	条例59条 1項11号 該当・否
	証紙徴収	前・後	新車・中古				

を

環境性能制	課税区分		入力年月日	区分	統計区分		判定結果	該当・否
	証紙徴収	前・後		新車・中古				
種別制	課税区分		入力年月日	入力区分	統計区分	税率コード	判定結果	該当・否
	定期課税・証紙徴収	前・後						

に改め、同様式その2末尾欄外注意2の事項中「又は自動車取得税」を「の環境性能割又は種別割」に改め、同様式その3中「自動車税減免申請書」を「自動車税種別割減免申請書」に、「自動車税の減免」を「自動車税種別割の減免」に、「（根拠法令－道税条例第 条、道税規則第 条）」を「（根拠法令－ ））」に、

添付書類		判定結果	該当・否
1 古物商許可証の写し	2 自動車税納税通知書の写し		
3 商品中古自動車証明書	4 販売等の証明書		

を

添付書類		判定結果	該当・否
1 古物商許可証の写し	2 自動車税種別割納税通知書の写し		
3 商品中古自動車証明書	4 販売等の証明書		

同様式その3末尾欄外注意1(1)の事項及び2の事項中「自動車税」を「自動車税種別割」に改め、同注意3の事項中「自動車税納税通知書」を「自動車税種別割納税通知書」に改める。

別記第71号様式中「自動車税」を「自動車税種別割」に、「（根拠法令－地方税法第 条、道税条例第 条）」を「（根拠法令－ ））」に改める。

附 則

（施行期日）

- この規則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第2条及び附則第3項から第5項までの規定は、平成31年10月1日から施行する。
- （経過措置）
- この規則の施行の際現に第1条の規定による改正前の北海道税条例施行規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、同条の規定による改正後の北海道税条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。
- 附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日前に開始した事業年度に係る法人の事業

税と併せて賦課され、又は申告される地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）附則第31条第2項に規定する旧地方法人特別税については、第2条の規定による改正前の北海道税条例施行規則（以下「旧規則」という。）附則第31項及び第32項並びに別記第1号様式の5、別記第2号様式の3、別記第2号様式の4、別記第2号様式の4の2（1葉）（表）、別記第4号様式その2、別記第4号様式の2の2その2、その3及びその7、別記第4号様式の4その3、別記第4号様式の5から別記第4号様式の8まで、別記第4号様式の9、別記第5号様式の4、別記第6号様式の6その1、別記第9号様式、別記第10号様式、別記第26号様式その1（裏）及びその2（表）、別記第35号様式の24、別記第35号様式の35、別記第35号様式の38、別記第35号様式の39、別記第35号様式の51、別記第35号様式の51の2、別記第49号様式の2並びに別記第49号様式の5その1の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧規則附則第31項中「地方法人特別税等に関する暫定措置法」とあるのは「地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）附則第31条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第9条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法」と、「。以下」とあるのは「（次項において）」とする。

（北海道循環資源利用促進税条例施行規則の一部改正）

- 4 北海道循環資源利用促進税条例施行規則（平成18年北海道規則第109号）の一部を次のように改正する。

第16条中「第26条第4号中「及び第61条の21」とあるのは「、第61条の21」を「第26条第4号中「第63条の13」とあるのは「第63条の13」に、「同条第5号中「及び第61条の21」とあるのは「、第61条の21」を「同条第5号中「第61条の21」とあるのは「第61条の21」に改める。

（北海道核燃料税条例施行規則の一部改正）

- 5 北海道核燃料税条例施行規則（平成25年北海道規則第72号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第61条の21」を「第63条の13」に改める。